

総人恩総第197号

平成25年3月19日

(別 記) あて

総務大臣

国家公務員退職手当法の運用方針の一部改正について（通知）

国家公務員退職手当法の運用方針（昭和60年4月30日総人第261号）の一部を次のとおり改正し、平成25年4月1日以降、これにより取り扱うこととするので通知します。

記

第四条関係第一号トを削り、同号チをトとする。

第五条の二関係第二号中「「給与準則」とは、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第四条に規定する給与準則を、」を削る。

以 上

(別 記)

内閣官房長官

内閣法制局長官

人事院総裁

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

会計検査院長

最高裁判所長官

衆議院事務総長

参議院事務総長

国立国会図書館長

独立行政法人国立公文書館長

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長

独立行政法人統計センター理事長

独立行政法人造幣局理事長

独立行政法人国立印刷局理事長

独立行政法人国立病院機構理事長

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長